平成２１年（フ）第９６号
石川県羽咋郡宝達志水町杉野屋ヨ27番地１
債務者　松永　則子
１　決定年月日時　平成22年１月15日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第２８７５号
横浜市港北区新吉田東５丁目75番１―102号
債務者　小宮山行雄
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２３７号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北４丁目11番10号
債務者　西本　文之
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４０４号
横浜市栄区上郷町100番地　長瀬ビル204
債務者　山本みゆき
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４０５号
横浜市南区六ツ川３丁目89番地５　日神パレステージ弘明寺205号
債務者　三谷　睦美
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４６６号
神奈川県茅ヶ崎市美住町８番14号　レオパレス美住201
債務者　土田　寿俊
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４６８号
横浜市南区唐沢79番地　久保田旭方
債務者　永久保郁子
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５２６号
神奈川県綾瀬市吉岡東５丁目４番42号101
債務者　今田　邦彦
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５４５号
神奈川県横須賀市野比５―３―１独立行政法人国立病院機構久里浜アルコール症センター、住民票上の住所横浜市保土ケ谷区坂本町326番地22
債務者　北嶋　　肇
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５６０号
横浜市戸塚区上倉田町1077番地10　須田マンション303号、住民票上の住所横浜市金沢区柳町14番地６
債務者　小杉　　晃
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５７０号
横浜市港北区日吉５丁目21番16―403号
債務者　田中あずさ（旧姓出頭）
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６７５号
神奈川県藤沢市湘南台２―２―１　シーライト湘南401、住民票上の住所神奈川県藤沢市遠藤3203番地の５
債務者　佐藤　好輝
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６７６号
横浜市西区戸部町２丁目40番地
債務者　齋藤　英雄
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５号
横浜市港北区日吉本町３丁目31番33号　第二有喜ハイツ203
債務者　船城　幸江
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９８号
岡山県津山市八出1246番地
債務者　武田詩奈子
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月18日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第８９号
熊本県人吉市相良町２番地４　織月荘Ａ―11
債務者　迫田　誠二
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部